

鳥取県星空案内人資格取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、星空案内人資格取得支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、星空案内人資格認定制度運営機構（以下「運営機構」という。）が運営する星空案内人資格の取得支援を通じ、本県の星空の魅力や知識を伝えることができる人材の育成及び確保を目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる資格（以下「補助対象資格」という。）を取得した同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象資格の取得に要する別表の第3欄に掲げる経費の区分ごとに別表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額の合計額（同表の第5欄に定める額を限度とする）以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、様式第1号によるものとする。

2 第1項の申請書の提出は、補助対象資格を取得した年度の3月10日までに行わなければならない。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項による交付額の確定をあわせて行うものとし、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、様式第1号の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は省略するものとする。

(補助金の返還)

第7条 次の要件に該当した場合には、やむを得ない理由がある場合を除き規則第21条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合、規則第22条の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。

(1) 補助対象資格を取得した日から3年以内に別表の第2欄の(2)に規定する氏名の公表を自らの意思で取りやめたとき。

(2) 虚偽その他不正な行為によって本補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助対象資格	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助金上限額
以下のいずれか (1) 星空案内人 (2) 星空案内人（準案内人）	新規に1欄の資格を取得した者のうち、以下のいずれにも該当する者	1欄の資格取得のため、運営機構が認定した実施団体等が本要綱の施行日以降に実施した講座の受講又は試験の受験に要した次の経費		50,000円
	(1) 県内在住者	(1) 受講料、受験料及びテキスト購入費	10/10	
	(2) 県内において開催される星空観察会等の講師又は補助者等の人材として県のホームページで氏名を公表することを了承した者	(2) 旅費 住所地から講座又は試験会場との往復の移動に要した交通費（最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法に限る。）のうち次に掲げる経費。 ア 鉄道賃 イ 航空賃 ウ バス料金 エ 宿泊費（実施団体等が指定又はあつせんした宿泊施設に宿泊する場合に限る）	1/2	

※3欄（2）エの宿泊費に食事代が含まれる場合、宿泊費本体と不可分である場合は補助対象とする。

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

〇〇年度鳥取県星空案内人資格取得支援補助金交付申請書兼振込依頼書

鳥取県星空案内人資格取得支援補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、交付される補助金は、以下に記載する振込先に振込ください。

記

1 補助事業等の名称 鳥取県星空案内人資格取得支援補助金

2 交付申請額 _____ 円

3 対象事業の内容

1 取得資格の種類	星空案内人 ・ 星空案内人（準案内人）
2 資格取得年月日	年 月 日
3 添付書類	・ 資格取得を証明する書類（認定証等）の写し ・ 受講を証明する書類の写し ・ 補助対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明若しくは確認できるもの ・ その他講座案内チラシなど参考書類

4 氏名の公表の同意

補助金交付の条件として、県内で実施される星空観察会等の講師又は補助者等の人材として県のホームページに氏名を公表すること及び当該観察会等の主催者へ紹介することに同意します。

氏名 _____ 印

※主催者等への紹介に際しては県から事前に連絡させていただきます。また、紹介により講師等を務めることを義務付けるものではありません。

5 資格取得に要した経費

(1) 受講料・受験料・テキスト代 計 _____ 円 (A)

(2) 旅費 計 _____ 円 (B)

利用年月日	交通手段又は宿泊場所	経路	経費

(A) + (B) × 1 / 2 = _____ 円 (C) …交付申請額 (上限50,000円)

6 補助金の振込先

金融機関名			
本店支店名			
口座の種類	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
	氏名		

年 月 日

様

職 氏 名

印

〇〇年度鳥取県星空案内人資格取得支援補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県星空案内人資格取得支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、鳥取県星空案内人資格取得支援補助金とし、その内容は、申請書の記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。